

中央環境審議会 大気環境・水環境合同部会 公害防止取組促進方策小委員会（第 2 回）

平成 21 年 10 月 16 日

参考意見（私見）

環境計量士、公害防止管理者、公認会計士

魚住 隆太

（ K P M G あずさサステナビリティ株式会社 代表取締役社長 ）

### 1. 基準値、規制値

- ・法の規制値、条例の規制値、協定値、届出値・許可申請値  
法令違反（法、条例のみ）や規制値の定義の明確化とマスコミへの正確な伝達。

### 2. 要求される測定頻度

- ・大防法 年 2 回、6 回等
- ・水濁法 記載なし（実質、条例、協定で取り決め）  
水濁法でも、測定頻度明記が望ましい。

大防法、水濁法の特定施設については、法定測定義務の測定結果及び公害防止体制を自治体に報告し、公表される制度の創設を。（化学物質：PRTR 法、CO<sub>2</sub>・GHG 情報：省エネ法・温対法、土壤汚染情報：土対法の開示制度と同様に、実現すれば、相当程度事業者の環境アカウンタビリティは達成。）

### 3. 測定方法

- ・バッチ測定 定常時、安定時でのサンプル採取で OK を明示（通達？）。  
サンプル採取は外部の計量証明事業者が実施を原則に。  
1 回目の測定時で規制値オーバー、再測定で規制値クリア時の  
1 回目の測定結果の取扱方法の明確化。
- ・連続測定時 立上げ、立下げ時の規制値オーバーの自治体の取扱の統一を。  
自主管理値を、コントロールを始めるタイミング（例：規制  
値 100 に対して、80）と運転を強制停止するタイミング（例：  
98）と 2 つ設定することを推奨。  
連続測定器の自主的設置の促進 規制値オーバー時の自治  
体への自主申告と緩やかな対応方針。

## 4. 測定主体

- ・ 自社測定、外部の環境計量証明事業者

外部の環境計量証明事業者が測定・分析を行う場合、サンプル採取も行ってもらうことを原則に。

自社測定の場合、較正、検定の定期的実施及びその記録の保管義務化。

測定事業者の種別による透明性のレベル

自社測定      自社が環境計量証明事業者      子会社の環境計量証明事業者  
 第三者の環境計量証明事業者      の順に透明性は高まる。

測定が法令、協定等で要求されるものは、自社以外の環境計量証明事業者による測定が必須とすることが望ましい。

## 5. その他

測定記録の改竄、特にシステムでもプログラム改竄による場合の厳罰化をはかる。

一番有効と考える施策は、認識していなくても経営者への責任追及ができる仕組みの検討。

## &lt;まとめ（私見）&gt;

- ・ 水濁法に測定頻度を明記すべき。
- ・ 大防法、水濁法の特定施設については、法定測定義務の測定結果及び公害防止体制を自治体に報告し、公表される制度の創設を。
- ・ バッチによる法定測定義務については、自社分析を認めず、外部の環境計量証明事業者によるサンプル採取と分析を必須とする。
- ・ 外部の環境計量証明事業者は、規制値オーバー後の再測定においても、1回目の規制値オーバーの事実（計量証明書発行の記録）を残す、依頼事業者も同様に1回目の計量証明書の保管義務の徹底。
- ・ ただし、規制値オーバーについて、単発での事象や悪質でないものについては、ペナルティを課さず、改善への努力義務にとどめる。逆に、測定記録の改竄、特にシステム上でプログラム改竄による場合の厳罰化をはかる。

以上